

京都市生活支援サービス実態調査業務委託に係る公募型プロポーザル
実施要領及び仕様書に関する御質問及び回答

Q 1 事業者に対する総合事業への意向確認においては、どのようなサービス類型で説明するのか。

A 国がガイドラインにおいて示している類型をもとに、本市の現状を踏まえて暫定的なサービス類型案を策定し、5月中旬に提供します。

Q 2 「対象事業者約900箇所（予定）について調査員による訪問聞き取り調査等を実施する」とあるが、すべての事業者に対して聞き取り調査が必要か。必要に応じて郵送による調査も可か。

A 訪問による聞き取り調査を基本としますが、必要に応じて郵送による調査となっても構いません（要本市事前協議）。効率的に、事業者の詳細な実態把握及び総合事業への意向を確認する方法を提案してください。